**１ 飛行の禁止空域**

**これらの空域で無人航空機を飛行させようとする場合、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。**



**２ 承認が必要となる飛行の方法**

**次の事項により無人航空機を飛行させようとする場合、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。**

**夜間飛行**

**目視外飛行**

**３０ｍ未満に物体がある**

**イベント上空の飛行**

**危険物の輸送**

**物件投下**

**上記、１及び２の飛行ル－ルについては、事故や災害時に、国や地方公共団、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されないこととなっています。**

**詳細につきましては、国土交通省のホ－ムペ－ジ**

**「無人航空機（ドロ－ン・ラジコン機等）の飛行ル－ル」を参照してください。**